

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮警町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

評価実施機関名

壮警町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票の発行及び任意予防接種を含めた接種履歴の管理。</p> <p>新型インフルエンザの予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種にかかる接種券の発行、ワクチン接種記録システム(VRS)への接種券の登録、接種履歴の登録・管理、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>予防接種実施後、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>ただし、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する事務は以下の場合に使用</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種事業結果情報ファイル (2) 予防接種事業対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<small>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1項第10、別表第1項第95072</small> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<small>(情報照会の根拠)</small> 番号法第19条7号、8号、別表第二の第16の2、第16の3、17、18、19、115の2 項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<small>郵便番号052-0101</small> 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<small>郵便番号052-0101</small> 有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2 壮瞥町保健センター
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検・監査を実施するものとする。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検・監査を実施するものとする。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	住民福祉課長 阿部 正一	住民福祉課長 小林 一也	事後	
平成31年1月30日	5.評価実施機関における担当部署	住民福祉課長 小林 一也	住民福祉課長 庵 匡	事後	
平成30年1月30日	II いつ時点の計数か	2015/4/1	2018/12/31	事後	
平成31年1月30日	IV	-	新規記載	事後	
令和3年1月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対して定期予防接種にかかる予診票の発行及び任意予	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票	事後	
令和3年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	住民福祉課長 阿部 正一	住民福祉課長	事後	
令和3年1月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	滝之町287番地7 壮警町役場	滝之町284番地2 壮警町保健センター	事後	
令和3年1月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	平成27年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	平成27年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	新型インフルエンザの予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種にかかるクーポンの発	新型インフルエンザの予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種にかかるクーポンの発	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3、17、18、19、115の2 項	事後	
令和3年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上	・番号法第19条第16号	・番号法第19条第15号・番号法第19条第6号 (委託先への提供)	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目の1対象人数の時点日変更	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目の2取扱者数の時点日変更	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票		
令和4年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3、17、18、19、115の2 項	番号法第19条7号、8号、別表第二の第16の2、第16の3、17、18、19、115の2 項	事後	
令和8年3月10日	IV リスク対策 8, 11		新規記載		